

平成 19 年度第 4 回松阪市入札等監視委員会議事録

1 . 日 時 平成 20 年 1 月 15 日（火） 午後 1 時 30 分 ～ 午後 4 時 00 分

2 . 場 所 松阪市役所 5 階特別会議室

3 . 出席者

委員	委員長	楠井	嘉行
	副委員長	村田	裕
	委員	坂本	聡子
		吉川	和男（今回抽出委員）
		吉田	弘一

事務局 山口契約監理担当理事、松尾契約担当参事、磯田契約監理課長、
佐藤検査・契約担当主幹、須崎検査指導室長、刀根契約係長、池内契約主任

4 . 議事

議題 1 入札及び契約手続の運用状況【資料 1】及び指名停止措置執行状況【資料 2】の報告について

事務局から平成 19 年 10 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日までの間の入札及び契約手続の運用状況及び指名停止措置状況等について報告を行う。

- ・ 総入札件数 201 件、平均落札率は 85.37%であり、全体的には競争性も確保できている。が、前回同様、入札参加者数が激減している案件がある。
- ・ 指名停止処分は、27 件に対し実施した。そのうち 1 件は建設業法違反として三重県から監督処分を受けたケースであるが、それ以外の 26 件はすべて名古屋市発注の地下鉄談合事件による処分である。

議題 2 抽出事案の審議について（吉川委員抽出）【資料 1】

松阪市立南小学校屋内運動場改築工事について

委員：当該工事は、2 回入札参加者が無く不調となった案件であるが、入札参加者が今回も 2 社しかなく落札率も 93.04%と高止まりである。何か原因はあるのか。（参加条件として何か特異なものであったのか？）

：当該工事は、屋根構造を丸太材による三角トラスから鉄骨構造に変更し、通常の参加基準で発注したものであるが、大手ゼネコンが指名停止の状況にあり、JV の結成が極めて困難ではあった。

委員：今後、同規模の建築工事を発注する場合も、同様のケースが予想されるのでは。
：ご指摘のように、現状において（ゼネコンの大半が指名停止中）は、単独で参加できる業者は最大でも３社しかない。議会案件クラス（１．５億円以上）の建築工事については、業者の技術力評価とならび地域振興の観点からも参加基準について苦慮しているものである。
委員：現状では、単独で参加できる地域要件を県内まで拡大しても、わずか数社しか該当しないと思われる。抜本的な改良にはならないと思われるが、大手ゼネコンの指名停止が解けるまでの期間限定でも何らかの措置は必要でないか。

地質調査業務委託の入札結果について

委員：前回の委員会に引き続いての抽出になるが、これら３件の平均落札率は８４．２４％（最高は８７．７７％）である。（通常その他の委託は６７％前後である。）原因はあるか。
【６７％でなければならないという事ではないが、競争性がないという判断にはなる。】
：前回にもご指摘があったが、当該業務の入札参加絶対数が極めて少なく、また専門業者は２社しかないのが現状である。また、入札結果から推測するには、同日落札制限等により専門業者以外が無理に受注を求めている状況が見られる。（他種の業務委託案件のような競争性は期待できない状況にある。）
委員：参加者数が少ない（３～５社）ことが競争性を低くさせる要因には違いない。対策は。
：市内業者を優先させた現状の基準で競争性が発揮されれば一番と考えているが、入札制度の根幹でもある「競争性の確保」について、いろいろな角度から検討はしている。ただ、具体的なものにはなっていない。

水道本管工事（一般型）の入札結果について

委員：当該案件は３０００万～５０００万円の水道本管工事であるが、地域指定型でないにもかかわらず、７件中４件が参加者５社未満である。当然ながら、落札状況も高止まりするケースも出てきているが、発注時期による一時的なものか。
：業者が受注を希望する判断材料として、発注の時期、完成工期、下請業者の手持ち状況が大きなものにはなる。
委員：当該７案件は、すべて３月末工期である。議会承認であるが繰越明許費制度をうまく活用できないのか。この時期に年度内完成は厳しいのではないか。
：水道事業は、公営企業会計となり議会の繰越承認も必要はない。ただ、国補事業（下水補償工事等）については年度内完成を基本としているが、以外は地方公営企業法第２６条の手続きさえすれば可能である。
委員：地方公営企業のみ問題であれば、なおさら繰越制度を活用すべきである。１５ヶ月予算制度ではないが、わざと休閑期まで延ばして発注できれば、業者もありがたいはず。実際に年度当初は、参加者数も増えている。

松阪市公共下水道事業松阪第 1 処理分区枝線管渠工事(その 4)について

委員：当該工事は、審査会型での発注条件設定である。参加者が 1 社で落札率はほぼ予定価格と同額（98.98%）である。入札結果からのみ判断すると極めて不自然であるが・・・。

：当該工事は、交通量の多い箇所で近隣工事との調整もあり、特にこの時期においては俗にいう“おいしくない工事”であったとも考えられる。請負業者となった田村組は、近隣工事の下請業者であった。

委員：当該工事に限らず昨今は、“おいしい工事”のみ参加するケースが顕著になっている。また参加者数が少数の場合は落札率が高止まりすることも歴然としている。談合と直結するものではないが、今後も注視していく必要がある。

委員：1 社入札は、いくら適法といえども無くしていくべきである。結果論でなく入札参加条件が厳しく、参加者が相当数を見込めない入札を形式的に実施するより、随契として契約交渉した方が有利になるケースは、契約方法を考えることも必要である。

水道本管工事（本庁 / 地域指定型入札）の入札結果について

委員：当該水道本管工事について、9 件実施されているが、そのうち 6 件が 5 社未満の参加数である。（全平均でも 5.3 社である。）平均落札率も 89.11%である。

：の水道本管工事(一般型)のケースと同様であるが、発注の時期、完成工期、下請業者の手持ち状況により参加者が減少していると推測している。

委員：前回の委員会でも抽出され、問題視された地域指定型入札であるが、1 年間通じても参加数の変化は認められなかった・・・。

：水道工事は、配水管の材料が VP（ビニール製品）を使用する案件では、参加者が多数あるがダグタイル鋳鉄管の場合は参加者が激減する。鋼材はすべて高値で推移している現状がありその影響も懸念される。

委員：三雲嬉野地域指定型入札においては、参加者の減少は無く不自然である。やはり需要と供給のバランスが問題ではないか。入札結果からも水道工事についての地域指定要件の必要性はないと思われる。飯南飯高地域指定型ではどうか。

：飯南・飯高地域型は、入札参加の絶対数が少ないこともあるが、極少数になっている。参加する工事を選別すること自体は、当然のことであり問題のないものであるが、同種の工事全般に関わることであれば発注基準の見直しも検討しなければならない。

委員：三雲嬉野地域のみ設計単価が高いはずはない。やはり参加者数は需給の問題が最たるものだと考える。市内全体で発注する機会かもしれない。

議題 3 松阪市総合評価落札方式(工事成績等簡易型)の試行実施について

【対象事業名】第 19-1 号配水管布設替工事 （水道部工務課発注）

委員：3.7 億円クラスの水道工事は、年間どのくらい発注されるのか。

：建築工事以外で考えると、過去何年間でも最大級である。

委員：なぜ分割発注できないのか。少なくとも 3 工区ぐらいにならないか。

：水道部の見解では、下水道工事との調整を工区全体でしないと難しいということである。

委員：占有物件(NTT・ガス・中電等)の調査・探査についての評価を加えられないか。(過去においてマイナス評価があったものを減点する。)

：探査能力や占有者との調整能力は極めて重要との認識はあり、施工計画の提案や配置技術者のヒヤリングも考えたが、そのことを工事成績等に反映する(点数化する)ことが難しい。

委員：この評価項目では、価格点以外の点(13 点)で逆転する可能性は極めて高いと考える。特に工事成績に係る比重が高く、適正に評価されているかが重要となる。

：価格点(87 点)の比重は、長野県的方式を参考とした。成績評定方法として昨年「請負業者との確定行為」を加え、双方の疑義解消に努めている。特に昨今は、厳正な評価をしているとの自負もある。

委員：参加者数はどうなるのか。相当数は見込めるのか。

：実績要件として 5,000 万円以上の同種工事を設定していることもあり、限定はされる。

委員：最低制限価格が 85%であれば、価格点差がほとんどでなくなる。ダンピング対策は大切だが、少なくとも 67%前後にするべきである。

：現行の入札方式に総合評価を上乗せさせる趣旨で試行していきたいというものである。

委員：「品質確保という観点から、価格が高くても仕方ない。」では絶対にいけない。価格の逆転はどこまでなら許されるものか、検証が必要である。

：従来の価格のみの競争に、少しでも技術力評価できる総合評価落札方式を加えたいという趣旨から試行しようとするものである。逆転の許容範囲も試行を繰り返す中から、考えていくことになる。

委員：4 億円弱の工事を試行するリスクはかなり高い。もし、試行するなら特別簡易型ではなく本格型(標準型)を採用すべきである。

：今年度中に総合評価の試行を実施する計画の中で、適当な工事が見当たらない。当該水道工事も従来であれば価格だけの競争で落札者を決定することになるが、少しでも工事成績や施工実績を評価することで、工事の適正施工を確保したいと考えるものである。

委員：今後は、すべて総合評価でやるのか。

：1 件の入札契約の手続きに時間がかかりすぎる。さしあたり、年間 1~2 件程度の試行を考えている。仮に試行の評価が得られ、また合理的な対応(学識経験者の意見聴取・電子入札システムの改良等)がとれれば拡大も可能とは考える。

議題 4 次回開催日程及び抽出委員の選定

次回開催日を『平成 20 年 3 月 26 日（水）13：30～』とする。

次回抽出委員を『吉田委員』とする。